

施設予約サービス提供業務公募要領

(技術提案実施公告)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 6 年 11 月 1 日

岡山県電子自治体推進協議会
会 長 上 坊 勝 則

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 施設予約サービス提供業務
- (2) 業務の内容 施設予約サービス提供業務仕様書（別紙 1）のとおり
- (3) 利用期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで
- (4) 提案上限額 月額 1,762 円／設備 以内（消費税及び地方消費税の額を除く。）
- (5) 予定設備数 443 設備

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案の公告日から候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「8（情報・通信サービス）」、小分類「5 ASP（アプリケーションサービスプロバイダー）」に登録があり、格付け区分が「A」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 技術提案参加手続等

- (1) 仕様書及び様式等の配布期間及び場所
 - ア 配布期間
本公告日から令和 6 年 11 月 29 日（金）まで（閉庁日を除く。）の 9 時から 17 時まで。
 - イ 配布場所

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号 岡山県電子自治体推進協議会事務局
(岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班内)

電話番号 086-226-7265 メール: digital@pref.okayama.lg.jp

(2) 技術提案参加表明方法

ア 提出書類

「施設予約サービス提供業務参加申込書」(様式第 1 号)(以下「参加申込書」という。)

イ 提出期限

令和 6 年 11 月 22 日(金) 17 時(必着)

ウ 提出場所

上記(1)イの場所に同じ。

エ 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(3) 技術提案参加資格要件の審査

参加申込書を提出した者について、上記 2 の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和 6 年 11 月 27 日(水)までに結果を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和 6 年 11 月 20 日(水) 17 時まで

イ 受付方法

「施設予約サービス提供業務 質問・回答書」(様式第 2 号)を電子メールの添付ファイルとして送信することとし、電子メールの件名は、「施設予約サービス提供業務 質問・回答書(社名)」とすること。なお、電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 宛先

上記 3 (1) イにあるメールアドレス宛に送信すること。

提出した際は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

確認用電話番号 086-226-7265 (閉庁日を除く 9 から 17 時まで)

エ 回答方法

3 (1) イにあるホームページに回答を掲載する。

ただし、回答内容が質問者固有のものである場合、セキュリティ上明らかにすることが適当でない事項、その他回答することが不相当と認められる質問に対しては、回答方法を変更し、又は回答を行わない場合がある。

4 技術提案

(1) 技術提案書等の提出

技術提案参加者は、「施設予約サービス提供業務提案書等作成要領」(別紙 2)により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限

令和 6 年 11 月 29 日(金) 17 時(必着)

イ 提出場所

上記 3 (1) イの場所に同じ。

ウ 提出書類

<提出方法が持参又は郵送の場合>

- ・提案書(正本 1 部、副本 10 部)
- ・見積書(正本 1 部、副本 10 部)

※電子データを別途メールで送付すること

<提出方法が電子メールの場合>

- ・提案書（正本データ（PDF）、副本データ（PDF））
- ・見積書（正本データ（PDF）、副本データ（PDF））

※見積書について、次の①及び②の記載があるものは、代表者の押印省略を可能とし、電子ファイル（PDFファイル）による電子メールでの提出が可能である。

- ①発行責任者の氏名及び連絡先
- ②担当者の氏名及び連絡先

エ 提出方法

持参、郵送又はメール（電子データに限る）

オ 電子メールで提出する際の留意事項

- ・電子メールの件名を「【提案書提出（社名）】施設予約サービス提供業務」とし、データ容量を10Mb以内とすること。
- ・メールを複数回に分けて送付する場合には、件名の前に「その1」などと複数回に分けて送付することが一見して分かるように記載すること。なお、大容量ファイル転送システムを利用する場合は、事前に県に確認すること。

（2）技術提案書の説明

技術提案参加者は、（1）による提出書類により、次により説明を行うこととする。

ア 説明日

令和6年12月19日（木）

※時刻等の詳細は、追って技術提案参加者に連絡する。

イ 説明時間

30分以内（時間の超過は認めない。）。このほか、当協議会からの質疑及びこれに対する技術提案参加者からの応答の時間を設ける。

ウ 説明会場

岡山県庁分庁舎507会議室。

エ その他

説明時刻やURL等の詳細は、技術提案書等を提出した参加者に別途連絡する。

5 契約候補者の選定及び契約の締結等

（1）契約候補者の選定

施設予約サービス提供業務提案評価基準（別紙3）に基づき、見積価格及び上記4による提案内容から算出した得点の合計点が最も高かった者を契約候補者に選定する。

（2）契約の締結

契約候補者の決定後、当該候補者は当協議会の各会員等と協議の上、個々に契約を締結する。

契約候補者と各会員等は提出された提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、見積額（1（4）を満たした額）の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

（3）契約条項等

別に定めるサービス利用契約書（案）を参考とし、当協議会各会員の規則等に基づき、契約候補者と当協議会各会員等と協議の上、決定する。

（4）契約保証金

当協議会各会員が定める規則等による。

6 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び3 (2) イの期限までに所定の参加申込書を提出しなかった者が提案したとき
- (2) 提案書が、4 (1) アの提出期限を越えて提出されたとき
- (3) 見積書が、1 (4) の条件を満たさないとき
- (4) 技術提案参加者が、4 (2) に規定する説明を行わなかったとき
- (5) 提案書に虚偽の内容があったとき
- (6) 技術提案参加者が、2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき
- (7) その他、技術提案参加者に求められる義務を履行しなかったとき

7 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、説明会時における補足説明資料の配布については、この限りでない。
- (3) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成及び提案に関する説明（プレゼンテーション）に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出書類は、契約候補者の選定を行うに当たり必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 契約候補者決定後、業務の内容について一部調整する場合がある。
- (9) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (12) 業務の実施にあたっては、行政の補助として下記の事項を厳守すること。
 - ア 公平中立に実施するとともに、関係法令を遵守すること。
 - イ 業務上知り得た情報に対しては契約期間内及び業務完了後においても機密の保持が守られること。